

「研究活動における不正行為」とは

当博物館では「研究活動における不正行為」を以下のように定義しています。

- ・捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

- ・改ざん

研究活動によって得られたデータ、その他の研究結果等を真正でないものに加工すること。

- ・盗用

他研究者のアイディア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。